

奈良市公報 号外第 4 号 令和 6 年 3 月訓令甲等				令和 7 年 10 月 17 日 発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長	
目次					
訓 令 甲					
月	日	番号	件 名	主 管	
3	29	1	奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令	人事課	
3	29	2	奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課	
3	29	3	奈良市統括保健師設置規程	保健衛生課	
監 査					
月	日	番号	件 名		
3	28	2	奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程		
公 営 企 業					
月	日	番号	件 名	主 管	
3	1	1	奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	下水道事業課	
3	15	2	奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程	下水道事業課	
3	15	3	奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	下水道事業課	
3	15	4	奈良市排水設備指定工事店等に関する規程の一部を改正する規程	下水道事業課	
消 防					
月	日	番号	件 名	主 管	
3	29	2	奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令	総務課	
3	29	3	奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課	
3	29	4	奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令	総務課	
3	29	5	奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令	総務課	
教 育 委 員 会					
月	日	番号	件 名	主 管	
3	4	1	奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則	教育総務課	
3	27	8	指定文化財の指定の解除	文化財課	
3	27	9	奈良市指定文化財の指定	文化財課	
3	29	2	奈良市いじめ調査委員会規則の一部を改正する規則	いじめ防止生徒指導	

				課
3	29	3	奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	教育政策課
3	29	10	奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の一部を改正する告示	学校教育課
議 会				
月	日	番号	件 名	
3	29	1	奈良市議会会議規則の一部を改正する規則	

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 年 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する訓令

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第 1 条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程（平成 2 年奈良市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 分野別課題推進部会の項及び別表第 2 分野別課題推進部会の項中「健康増進課長 新型コロナウイルスワクチン接種推進課長」を「健康増進課長」に改める。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第 2 条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和 44 年奈良市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表市民課の部マイナンバーカードセンターの項を削る。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市訓令甲第 2 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項部長共通の部分の次に次のように加える。

工事主管部長（工事の施行を主管する部（これに相当するものを含む。）の長をいう。）共通

(1) 予定価格 5,000 万円未満の工事の施行の決定

(2) 施行決定後の工事請負契約の締結及び当該契約に係る支出負担行為の決定並びにその工期の延長の決定

(3) 既定方針どおりの事業用地の買収及び支障物件の移転等の補償

第 4 条第 1 項市民部長の部分中第 3 号から第 5 号までを削り、同項子ども未来部長の部分の第 3 号中「第 34 条の 5 第 1 項」の次に「、第 34 条の 7 の 3 第 1 項、第 34 条の 7 の 6 第 1 項」を加え、同項健康医療部長の部分中第 21 号から第 23 号までを削り、第 24 号を第 21 号とし、第 25 号を第 22 号とし、同項環境部長の部分中第 2 号及び第 3 号を削り、同項観光経済部長の部分中第 14 号から第 16 号までを削り、同項都市整備部長の部分中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 36 号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 33 号の次に次の 1 号を加える。

(34) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人の指定

第 4 条第 1 項都市整備部長の部分中第 37 号を第 35 号とし、同項建設部長の部分中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 7 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項に規定する家庭支援事業による支援の提供の決定

第 6 条国保年金課長の部分に次の 2 号を加える。

(6) 1 件 100 万円未満の国民健康保険料の滞納処分及び参加差押の決定及び解除

(7) 1 件 100 万円未満の国民健康保険料の滞納処分の停止の決定及び取消し

第 6 条住宅課長の部分に次の 1 号を加える。

(11) マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画の認定

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市統括保健師設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市統括保健師設置規程

(設置)

第1条 市民の健康の保持及び増進を図るための様々な活動を効果的に実施できるよう、保健師の保健活動について組織横断的に推進するとともに、人材育成並びに技術面での指導及び支援を行うため、統括保健師を設置する。

(副統括保健師)

第2条 統括保健師を補佐するため、副統括保健師を置くことができる。

(指名)

第3条 市長は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第22条に規定する管理職手当を支給される職員の職にある保健師（以下「管理職保健師」という。）のうちから統括保健師を1人指名するものとする。

2 健康医療部長は、保健師が在籍する各部の長が推薦した当該部内の管理職保健師1人を副統括保健師として指名することができる。

(職務)

第4条 統括保健師は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 保健師の保健活動の総合調整及び評価に関すること。
- (2) 保健師の現任教育体制の構築並びに研修等の企画及び実施に関すること。
- (3) 保健師の保健活動に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 災害時を含む健康危機管理における保健師の保健活動の連絡及び調整に関すること。
- (5) その他健康医療部長が必要と認める事務

2 副統括保健師の職務は、統括保健師を補佐することとする。

3 統括保健師の職務に関する庶務は、保健衛生課において処理する。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、統括保健師及び副統括保健師に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第2号

奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	宮 池 明
同	内 藤 智 司

奈良市監査委員に関する規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員に関する規程（昭和39年奈良市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に、「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第1号

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月1日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市下水道条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第22号様式及び第23号様式を次のように改める。

第22号様式(第24条関係)

制限行為許可申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 住所

氏名

電話

提出者(代理人) 住所

氏名

電話

公共下水道に物件を設けることについて許可(変更許可)を受けたいので、次のとおり申請します。

設置場所 奈良市

設置の目的

物件の名称
及び規模等

排水面積

m²

排水戸数

戸

工事期間

許可日から

年 月 日まで

施工者

住所

氏名

電話

変更前の許可年月日

年 月 日

変更前の
許可番号

添付図書

第23号様式(第24条関係)

制限行為許可書

第 号
年 月 日申請者 住所
氏名 様

奈良市公営企業管理者 印

年 月 日付けで申請(変更の申請)のあった公共下水道に物件を設けることについては、次のとおり許可します。

設置場所 奈良市

設置の目的

物件の名称
及び規模等

工事期間 許可日 から 年 月 日まで

(条件)

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 1 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 2 号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 15 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 107 条第 1 項中「各 2 半期ごとの」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 3 月 15 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 3 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 15 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 2 号中「又は寄附行為」を削り、「住民票」を「その住民票」に改める。

第 12 条第 4 項を次のように改める。

- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に 2 以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該 2 以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 15 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 4 号

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 15 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「専属」を「選任」に改める。

第 3 条第 2 項第 4 号中「専属の」を「選任する」に改め、同項第 8 号を次のように改める。

- (8) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し

第 6 条第 1 項第 4 号中「専属の」を「選任した」に改める。

第 11 条を第 11 条の 2 とし、第 3 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（責任技術者の選任）

第 11 条 指定工事店は、条例第 7 条第 2 項に規定する排水設備の新設等の設計及び工事の監督管理（以下この条に

において「職務」という。)をさせるため、次条第 1 項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。また、選任しようとする責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼務することとなる場合には、その職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

第 13 条第 2 項第 1 号イ及び第 2 号イ中「住民票」の次に「、在留カード又は特別永住者証明書」を加える。

第 18 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 15 日揭示済)

消

防

奈良市消防局長訓令甲第 2 号

全 職 員

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市消防局長 北 昌 男

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防署の組織に関する規程（昭和 58 年奈良市消防長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「日勤救急小係（南消防署）」を「日勤救急小隊（南消防署及び西消防署）」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 3 号

全 職 員

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市消防局長 北 昌 男

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市消防事務専決規程（昭和 58 年奈良市消防長訓令甲第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、署長及び指揮救助隊長」を「及び署長」に改める。

第 5 条を削る。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第 4 号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市消防局長 北 昌 男

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和 58 年奈良市消防長訓令甲第 23 号）の一部を次のように改正する。

本則第 4 号中「54 人」を「52 人」に改め、第 5 号中「95 人」を「96 人」に改め、第 6 号中「127 人」を「124 人」に改め、第 8 号中「112 人」を「116 人」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市消防局長訓令第 5 号

全 職 員

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 6 年 3 月 29 日

奈良市消防局長 北 昌 男

奈良市警防活動規程の一部を改正する訓令

奈良市警防活動規程（平成 28 年奈良市消防局長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「指揮支援隊」を「指揮隊」に改める。

第 5 条の見出し中「指揮支援隊」を「指揮隊」に改め、同条第 1 項中「指揮支援隊は」を「指揮隊は、本部指揮隊と当該区域を管轄する署（以下「所轄署」という。）で編成する指揮隊とし」に改め、「指揮支援隊の」を削り、同条第 2 項中「指揮支援隊」を「本部指揮隊」に改める。

第 6 条第 1 項中「南消防署」を「中央消防署」に、「特別救助隊員」を「救助隊員」に改める。

第 7 条第 1 項中「中央消防署」を「西消防署」に、「特別救助隊員」を「救助隊員」に改める。

第 10 条第 5 項中「指揮支援隊」を「本部指揮隊」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 第 1 出動の災害現場にあつては、本部指揮隊の隊長又は副隊長とする。ただし、これらの者が災害現場に出動していないときは、所轄署の中隊長又は小隊長とする。

第 15 条第 1 項第 2 号中「又は中隊長」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、この者が災害現場に出動していないときは、本部指揮隊の隊長又は副隊長とする。

第 18 条第 1 項中「設置する」の次に「とともに、指揮者及び指揮位置を明確にする指揮宣言をしなければならない」を加える。

第 22 条の見出し中「指揮支援隊」を「指揮隊」に改め、同条第 1 項中「指揮支援隊」を「指揮隊」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「に関する具申」を「の決定」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 警戒区域の設定及び解除

第 22 条第 2 項中「指揮支援隊」を「指揮隊」に改める。

第 27 条（見出しを含む。）中「指揮支援隊」を「指揮隊」に改める。

別表第 2 中「指揮支援隊」を「指揮隊」に改め、同表備考中「南消防署」を「中央消防署」に、「中央消防署」を「西消防署」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 3 月 4 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 1 号

奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

奈良市児童生徒就学援助費支給規則（平成 27 年奈良市教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（支給額）

第 4 条 前条各号（第 5 号を除く。）の支給費目に係る支給額は、国が定める要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和 62 年 5 月 1 日文部大臣裁定）に基づく要保護児童生徒援助費補助金予算単価を上限として、予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする。

2 前条第 5 号の支給費目に係る支給額は、予算の範囲内において教育委員会が定めるものとする。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の奈良市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、令和 5 年度予算に係る援助費から適用する。

(令和 6 年 3 月 4 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 8 号

次の物件が、奈良市文化財保護条例（昭和 53 年奈良市条例第 7 号）第 4 条第 1 項の規定による指定要件を喪失したため、令和 6 年 3 月 22 日同物件の奈良市指定文化財の指定を解除したので、同条例第 9 条の規定に基づき告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

分類	件名	数量	所在（有）	備考
絵画	春日権現験記台	6 曲 1 隻	春日野町 春日大社	鎌倉時代

(令和 6 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 9 号

奈良市文化財保護条例（昭和 53 年奈良市条例第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 27 日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第 9 条の規定に基づき告示します。

令和 6 年 3 月 27 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

分類	件名	数量	所有者・所在地	備考
絵画	絹本著色十三仏図	1 幅	興福院 奈良市法蓮町 881	室町時代
彫刻	木造地藏菩薩立像（厨子入） 附 像内納入品 一括 藤寿女表白及び旧頭部等に永 正十一年、作者仙算、番匠宿 院源四郎等の記がある	1 軀	西大寺 奈良市西大寺野神町一 丁目 6-10	室町時代
名勝	興福院庭園		興福院 奈良市法蓮町 881 の一 部・883	

(令和 6 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市いじめ調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 2 号

奈良市いじめ調査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市いじめ調査委員会規則（平成 30 年奈良市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条を削り、第 11 条を第 9 条とし、第 12 条を第 10 条とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 3 号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和 53 年奈良市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条総務係の部分中第 3 号を次のように改める。

(3) 奈良ユネスコ協会の事務局に関すること。

第 9 条指導係の部分に次の 1 号を加える。

(17) ユネスコに関すること。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 10 号

奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の一部を改正する告示

奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱（令和 2 年奈良市教育委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「奈良市個人情報保護条例（平成 21 年奈良市条例第 51 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年奈良市条例第 49 号）」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)

議**会**

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

奈良市議会議長 北 良 晃

奈良市議会規則第 1 号

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則（昭和 49 年奈良市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 87 条」を「第 87 条の 2」に改め、「第 159 条」の次に「・第 159 条の 2」を加え、「第 161 条」を「第 160 条の 2—第 161 条」に改める。

第 2 条第 2 項中「あつては」を「あつては」に改める。

第 3 条中「また」を「、また」に改める。

第 4 条第 3 項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

- 第 9 条第 1 項中「午前 10 時」を「、午前 10 時」に改め、同条第 2 項中「必要」を「、必要」に改め、「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。
- 第 14 条中「そなえ」を「備え」に改める。
- 第 15 条中「再び」を「、再び」に改める。
- 第 17 条中「そなえ」を「備え」に改める。
- 第 18 条中「はかつて」を「諮つて」に改める。
- 第 19 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。
- ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
- 第 19 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。
- 第 20 条中「かえる」を「代える」に改める。
- 第 21 条中「はかつて」を「諮つて」に改める。
- 第 23 条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。
- 第 24 条第 1 項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第 2 項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。
- 第 29 条中「議席順により定められた記載所で記載の後」を「議長の指示に従つて」に改め、「を備え付けの投票箱に投入」を削る。
- 第 30 条中「終つた」を「終わつた」に改める。
- 第 31 条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。
- 第 35 条中「はかつて」を「諮つて」に改める。
- 第 37 条第 1 項中「聞き」を「聴き」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮つて」に改める。
- 第 38 条中「まつて」を「待つて」に改める。
- 第 39 条中第 1 項中「調査」を「調査を」に、「ついで」を「次いで」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮つて」に改める。
- 第 40 条及び第 42 条中「終つた」を「終わつた」に改める。
- 第 44 条第 2 項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。
- 第 45 条第 2 項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。
- 第 50 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。
- 第 51 条第 4 項中「当つても」を「当たつても」に改める。
- 第 52 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改める。
- 第 54 条中「終つた」を「終わつた」に改める。
- 第 55 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 項中「発言を」を「、発言を」に改める。
- 第 56 条中「こえる」を「超える」に改める。
- 第 57 条第 2 項及び第 60 条第 3 項中「はかつて」を「諮つて」に改める。
- 第 63 条第 2 項中「はからなければならない」を「諮らなければならない」に改める。
- 第 65 条中「又は」を「、又は」に改める。
- 第 66 条中「写」を「写し」に、「かえる」を「代える」に改める。
- 第 67 条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。
- 第 70 条第 1 項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第 2 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。
- 第 71 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。
- 第 74 条中「第 31 条（開票及び投票の効力）」を「第 31 条（開票及び投票の効力）第 1 項から第 3 項まで」に改める。
- 第 76 条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。
- 第 77 条第 1 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第 2 項中「とる」を「採る」

に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第 3 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 78 条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第 79 条中「(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的記録による提供を含む。)」を削る。

第 80 条中「掲載」を「、掲載」に改める。

第 81 条中「(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 84 条第 2 項中「あつては」を「あつては」に改める。

第 85 条中「開く」を「、開く」に改める。

第 2 章第 1 節中第 87 条の次に次の 1 条を加える。

(出席委員に関する措置)

第 87 条の 2 この章における出席委員には、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第 89 条及び第 92 条中「はかつてきめる」を「諮つて決める」に改める。

第 93 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 101 条第 2 項中「つくり」を「作り」に改める。

第 103 条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第 107 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 108 条中「この」を「、この」に改める。

第 109 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 110 条第 1 項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインで開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 111 条中「終る」を「終わる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 112 条第 2 項及び第 115 条第 3 項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第 117 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 118 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

第 119 条第 6 項中「当選人」を「、当選人」に、「はかり」を「諮り」に改める。

第 120 条中「第 1 章・第 4 節」を「、第 1 章第 4 節」に改める。

第 121 条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第 122 条に次のただし書を加える。

ただし、法第 109 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 124 条第 1 項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第 2 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 125 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 128 条中「第 31 条(開票及び投票の効力)」を「第 31 条(開票及び投票の効力) 第 1 項から第 3 項まで」に改

める。

第 130 条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 131 条第 1 項中「きめる」を「決める」に、「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 132 条第 2 項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 134 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 134 条第 2 項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 134 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 135 条に次の 2 項を加える。

3 前項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 136 条第 1 項中「意見を付け」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 137 条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第 138 条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第 139 条第 2 項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第 143 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 143 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 145 条中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に、「かさ」を「傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 150 条の見出し中「の印刷物」を削り、同条中「、新聞紙、文書等の印刷物」を「等」に改める。

第 152 条中「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第 154 条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 154 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第 156 条中「すでに」を「既に」に、「停止されたもの」を「停止された者」に改める。

第 7 章中第 159 条の次に次の 1 条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第 159 条の 2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第 9 章中第 161 条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 160 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下

この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第 20 条(日程の作成及び配布)、第 66 条(答弁書の配布)、第 79 条(会議録の配布)、第 118 条(答弁書の配布)、第 133 条(請願文書表の作成及び配布)第 1 項及び第 134 条(請願の委員会付託)第 1 項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 3 項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第 6 項の規定により前 2 項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第 160 条の 3 この規則の規定(第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第 1 項(第 74 条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第 161 条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日揭示済)